

労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会運営規程（案）

第一条 労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号。以下「審議会令」という。）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは各三人とし、公益を代表するものは、四人とする。

第三条 部会の所掌事務は、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する事項を調査審議することとする。

第四条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、部長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があったときに部会長が招集する。

2 会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

第五条 委員等は、部会長の許可を得て、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものととして取り扱う。

第六条 会議は、原則として公開する。

第七条 部会の庶務は、厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室において処理する。

第八条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第九条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成二十六年九月十一日から施行する。